

てこない。一般的には、「無断で他人の作品を自分の作として発表すること」（『精選版日本国語大辞典』）といった意味合いで使われているが、実際に何がこれに当たるかの判定はむずかしい。これに対し、「盗用」という言葉は法律でもかなり使われている。たとえば、個人情報保護法（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律）には、

て知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したとき」は1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処するという規定がある（54条）。ここでいう盗用は、「（情報の）不正な利用」を指している。既に公表されている作品に含まれる情報やデータを、他人が自分で自分の作品の中で無断使用するような行

「著作者の許可なく複製・翻案してはならない」

この問題を考えるにあたっての出発点は著作権法だが、この法律が保護するのは著作物である。著作物とは、「思想又は感情を創意的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」（著作権法2条1項1号）とされている。

著作物について著作者は、複製権（著作権法21条）や翻案権（同27条）を専有する。複製とは、印刷などの方法で有形的に再製することを指す。翻案とは、言語の著作物についていえば、「既存の著作物に依拠し、かつ、その表現上の本質的な特徴の同一性を維持しつつ、具体的表現に修正、増減、変更等を加えて、新たに思想又は感情を創意的に表現することにより、これに接する者が既存の著作物の表現上の本質的な特徴を直接感得することのできる別の著作

作物を創作する行為」とされている（最高裁判所2001年6月28日判決）。簡単にいえば、複製がそっくり同じものを作る行為であるのに対し、翻案は、オリジナルの作品に少し手を加え、別のものではあるが、元の著作物の特徴が見て取れる状態の作品を作る行為である。

たとえば、「〇月〇日、△△で、AがBに」と言った（AがBを手で殴りけがさせた）というような事実ないし事件そのものは、表現ではないから、著作権法の対象ではない。同様に、「ある事件についての見方」とか、「ある事件を報じるにあたっての方法」とい

てはならない」と言えるから、これに違反して無断で複製や翻案がされれば、著作者は、盗作や盗用にあたる作品の出版禁止などを求めたり、損害賠償を請求したりすることができる（著作権法112条、民法119条）。

したがつて、著作権法との関係で盗作や盗用を考えるにあたっては、対象となる作品や文章が著作物にあたるか否かが一番重要である。

その観点で、何が著作物かを上の要件に即して考えると、まず、著作物は

一般を禁止ないし处罚する規定はない。いずれにせよ、一般に盗作や盗用と呼ばれるものは、先行する著作ないしその中に含まれる情報やデータの存在を前提としている。本稿では、主としてノンフィクションの領域で、先行する著作に依拠することがどこまで許されるのかを検討する。